

福島市小児慢性特定疾病児童世帯交通費助成事業実施要綱

令和3年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病児童等交通費助成事業（以下「事業」という。）を実施し、児童福祉法（昭和22年法律第164号（以下「法」という。））第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等のうち、福島市長の認定する者（以下「対象児童等」という。）が福島県外の医療機関を受診するための交通費の一部の助成（以下「助成」という。）を行うことにより、対象児童等の保護者の負担を軽減するとともに、療養生活の安定と福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、福島市とする。

(助成の対象)

第3条 助成の対象は、次に掲げる要件のすべてを満たす対象児童等及びその保護者の交通費とする。

(1) 本市に住民登録していること。

(2) 県外医療機関での医療費支給認定を受けている疾病の治療または検査等について、市長の承認を受けていること。

(3) 県外医療機関を受診するために、福島市を起点とした公共交通機関または公共交通機関以外の交通手段を利用していること。

(助成金の額)

第4条 助成により交付する金銭（以下「助成金」という。）の額は、別表に定める額とする。ただし、公共交通機関を利用し、実際に要した金額が別表に定める額より低い場合は、実際に要した額を上限とする。また、公共交通機関を利用した場合の領収書の写しが提出されない場合は、別表の助成区分1の額を適用するものとする。

(助成の回数)

第5条 助成の回数は、1会計年度につき3回を限度とする。往路と復路において年度が異なる場合は復路における年度の助成回数に含めるものとする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を申請することができる者（以下「申請者」という。）は、対象児童等の保護者とする。

2 申請者は、原則として助成の対象となる診療等を受けた日の属する月の翌月から起算して2年以

内に小児慢性特定疾病児童等交通費助成申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、市長が提出に必要がないと認める書類については、添付を省略することができる。なお、様式第1号の記載内容を訂正する場合は、申請者の本人確認をしたうえで、訂正事項の上に二重線を引き、申請者の印を押印し、その右側又は上部に正しい事項を記載するものとする。申請者の本人確認については、窓口で行うものとし、マイナンバーカードや運転免許証、パスポート等官公庁が発行する写真付きの身分証明書の場合は1点での確認、健康保険者証や年金手帳等の場合は2点での確認とする。

- (1) 県外医療機関受診のために公共交通機関を利用した際の領収書
- (2) 受診日等が確認できる自己負担額上限額管理表（受給者証）または県外医療機関を受診した際の領収書写し
- (3) 口座振込のための通帳等の写し（申請者のもの）
- (4) 申請者の本人確認ができるもの

（助成の決定）

第7条 当該年度分の助成対象の可否については、申請が行われた日を基準とする。

- 2 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、助成の可否を決定する。
- 3 審査の結果、助成することを決定したときは、決定通知書により申請者に通知する。
- 4 審査の結果、助成しないことを決定したときは、不承認決定通知書により申請者に通知する。

（助成金の支払）

第8条 市長は、助成を決定したときは、速やかに対象者へ助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は、虚偽の申請またはその他不正行為により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該助成金の全部または一部を返還させることができる。

（台帳の整備）

第10条 市長は、助成の状況を明確にするため、台帳を整備する。

（その他）

第11条 この要綱に規定する様式は、市長が別に定める。

- 2 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降の受診分から適用する。

別表（第4条関係）

医療機関の属する地域	助成区分1	助成区分2	助成区分3
A地域	1,500	1,500	1,500
B地域	4,000	6,000	8,000
C地域	10,000	15,000	20,000
D地域	20,000	30,000	40,000

備考

1 この表の区分の段に掲げる区分は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 助成区分1

ア 対象者は小学校就学の始期に到達までの者であって、その者が県外医療機関受診時に公共交通機関を利用して受診したとき。

イ 対象者が県外医療機関受診時に公共交通機関以外の交通手段を用いて受診した場合。

(2) 助成区分2 対象者が小学校就学の始期から中学校就学の始期に到達までの者であって、その者が県外医療機関受診時に公共交通機関を利用して受診したとき。

(3) 助成区分3 対象者が中学校就学の始期から20歳に到達までの者であって、県外医療機関受診時に公共交通機関を利用して受診したとき。

2 この表の県外医療機関の属する地域の欄に掲げる地域は、次に定めるとおりとする。

(1) A地域 宮城県、山形県

(2) B地域 青森県、岩手県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

(3) C地域 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県をいう。

(4) D地域 北海道、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県をいう。